

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会

(令和5年度第2回)

議事録

日時：令和5年11月27日（月）

場所：対策本部室

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（令和5年度第2回）

○日 時 令和5年11月27日（月） 午後6時～午後7時01分

○場 所 対策本部室

○出席委員 松田会長、箕輪副会長、半田委員、加藤委員、西巻委員、菅野委員、
上澤委員、土屋委員、阿部宇悠委員、伏見委員、五十嵐委員、村松委員、
江本委員、阿部陽子委員、横山委員、赤羽委員、金守委員、千村委員、
住田委員

○事務局 教育部長、子ども家庭部長、子ども子育て支援課長、教育企画課長ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

皆さん、こんばんは。本協議会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本協議会は、議事録作成のため録音させていただいておりますことをあらかじめご了解願います。議事録につきましては、委員の皆様が発言内容をご確認いただいた上で、後日、ホームページに掲載させていただきます。また、前回、8月の第1回協議会の議事録につきましては、既にホームページに掲載させていただいております。ご確認をよろしくお願いいたします。

また、会場とオンラインで傍聴されている方がいらっしゃいますので、ご了承願います。

Zoomでご参加の委員は、ご発言のとき以外はミュートの設定をしていただくようお願いいたします。ご発言の際はミュートを外してお名前をおっしゃっていただければ、司会者から指名いたします。会場で参加されている委員の皆様も、ご発言の際はハンドマイクをお返ししますので、ご利用ください。オンラインで参加されている委員や傍聴の方がいらっしゃいますので、発言の前にお名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

それでは、本日の配付資料についてご確認をお願いします。事前に郵送もしております。次第の中ほどに記載の協議資料が1から4までございまして、報告資料は1と2がござい

ます。また、参考資料として、第六期長期計画・調整計画の計画案も配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、これより武蔵野市子どもプラン推進地域協議会第2回を始めたいと思います。協議会の終了時刻は午後7時を予定しております。

それでは、これ以降の進行を本協議会会長の松田会長をお願いしたいと存じます。

【会長】

皆様、改めましてこんばんは。寒くなりましたけれども、本日もどうもありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまより、令和5年度第2回武蔵野市子どもプラン推進地域協議会を開会いたします。机上の画面に本日の次第が表示されております。本日はこの次第に沿って進めさせていただきます。いただければと思います。

2 議 事

(1) 第六期長期計画・調整計画と策定の流れについて

【会長】

早速ですが、次第の2「議事」に入ります。

(1)「第六期長期計画・調整計画と策定の流れについて」でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

資料1をご覧ください。第六期長期計画・調整計画と「子どもプラン武蔵野」策定の流れについて、ご説明いたします。

1、武蔵野市長期計画・調整計画と子どもプラン武蔵野の関係についてです。まず、長期計画とは何ぞやというところですが、長期計画は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するために定める最も重要な計画と位置づけられ、本市の政策は原則として長期計画に基づき実施されることが武蔵野市長期計画条例に規定されております。

右側に【長期計画】と記載がありますが、長期計画は、長期的・総合的な視点から政策資源の制約・バランスに配慮し、個別計画間の調整・優先順位をつけながら政策全体を体系化しています。

長期計画は、10年を1期として策定され、現在の第六期長期計画は令和2年度から11

年度までの計画となっております。また、参考資料1としてお配りしている第六期長期計画・調整計画の計画案は、来年度（令和6年度）から5年間の第六期長期計画の新たな実行計画として策定されるもので、今お示ししている計画案は、ことし9月に公表された計画案となりますが、ここからパブリックコメントなどの手続を既に経て修正されたものが、明後日（11月30日）に市長に答申される運びとなっております。

資料1の上のリード文に戻りまして、2段落目です。「子どもプラン武蔵野」は武蔵野市長期計画の分野別アクションプラン（実行計画）として策定されるものであり、長期計画との整合性をとりながら策定する必要がございます。

再び右側の【個別計画】に目を向けていただくと、2つ目の黒ポチに、長期計画で方向づけをされた政策や施策を個別計画で具体化させていくものとなっております。

2「第六次子どもプラン武蔵野策定の流れ」ですが、「第六次子どもプラン武蔵野」は、市長を本部長、副市長、教育長を副本部長として設置される子ども施策推進本部において策定を進めております。策定を進める上で市民ニーズの把握のため、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメント手続などを行うとともに、専門的知見を有する学識経験者や子ども関係団体に所属する市民、子どもの保護者などの当事者である市民、そして公募の市民がかかわる子どもプラン推進地域協議会に情報を共有し、随時ご意見をいただくこととしております。

また、子どもプラン武蔵野で体系づけられた各事業の実施状況については、子どもプラン推進地域協議会に報告することで点検・評価を行い、改善等、必要な措置を講じることとしております。

昨年度（令和4年度）の実施状況報告については、前回協議会で報告し、ご意見等をお聞きいただきまして、それらを各部局にお伝えするとともに、報告書をホームページで公表しております。

説明については以上です。

【会長】

政策の全体的なフレームの中での子どもプランの位置づけ等々の確認ということかと思っております。委員の皆様方から何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、（1）の議題はこういう形でご報告いただいたということですので。

(2) 第六次子どもプラン武蔵野 基本理念・基本的な考え方について

【会長】

次に、(2)の議題に移ってまいりたいと思います。「第六次子どもプラン武蔵野 基本理念・基本的な考え方について」、お願いしたいと思います。

【子ども子育て支援課長】

それでは、「第六次子どもプラン武蔵野における基本理念・基本的な考え方について」、ご説明いたします。資料2と資料3について説明しますが、説明の後、資料3「第六次子どもプラン武蔵野 基本理念(案)」について、ご意見を伺いたいというのが本日のメインでございますので、よろしく願いいたします。

また、次第の(1)でもご説明したとおり、第六次子どもプラン武蔵野については、第六期長期計画・調整計画の子ども・教育分野の内容と整合を図り検討しておりますので、適宜参考資料でお示ししている第六期長期計画・調整計画案もご覧いただければと思っております。

まず、資料2をご覧ください。1「計画における基本理念・基本的な考え方の位置づけ」です。2段落目に記載があるとおり、第五次子どもプラン武蔵野は、計画の目指す方向性を示すものとして「基本理念」を定め、基本理念を実現するための5つの「基本的な考え方」を設けているという構成になっておりますが、この構成を第六次子どもプラン武蔵野でも踏襲していきたいと考えております。

なぜこの基本的な考え方を踏襲するのかというと、この基本的な考え方というのは第六期長期計画の施策の大綱とひもづいております。計画案では35ページに記載があるものですが、現在、策定中の第六期長期計画・調整計画についても、この施策の大綱が変更されず、そのまま記載されておりますので、第六期長期計画・調整計画のアクションプランとなる第六次子どもプラン武蔵野も、この基本的な考え方、イコール、基本施策として、そのまま位置づけてまいりたいと思っております。

それでは、基本理念についても変更しないのかというと、そうではなく、資料2の中段の(1)「基本理念」に記載のとおり、第六次子どもプラン武蔵野における基本理念については、令和5年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例の趣旨を踏まえ、また第六期長期計画・調整計画と整合性を図りながら、こども基本法、新たに包含される子ども・若者計画など、新たな視点を加えたものにしてまいりたいと考えております。

そのような考えのもと、お示ししているのが、資料3「第六次子どもプラン武蔵野 基

本理念（案）」です。こちらについて、本日、ご意見をいただければと思っております。

一番左側が現行の第五次子どもプラン武蔵野の基本理念、その右側が第六次子どもプラン武蔵野の基本理念の案になります。第五次から変更したところに下線を引いております。

まず、前文ですが、第六次子どもプラン武蔵野の基本理念の案を読むと、「子どもは、基本的人権を持つ権利の主体として認められ、一人ひとりがかげがえのない存在として、各人の個性を尊重された成長・発達が保障されなければなりません。武蔵野市は、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提に、市民、保護者及び育ち学ぶ施設と連携し、子どもと子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子どもと子育てを応援するまちの実現を目指すとともに、子どもに必要な『生きる力』を育みます」としました。

基本理念の（１）の表題は、左側が「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」となっておりますが、第六期長期計画・調整計画の書きぶりや、計画案 35 ページにある施策の大綱に記載を合わせ、「子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり」に変更しております。文面についても、権利の主体である子ども自身の視点が第五次子どもプランではわかりにくかったため、文面も全体的に変更しております。案を読みますと、「全ての子どもは、一人ひとり個性に応じた、健やかな成長が保障されなければなりません。子育てニーズが多様化・複雑化する中、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細やかで切れ目のない支援をすすめる、子どもたちが権利の主体として、未来に希望を持ち、健やかに過ごせるまちの実現を目指します」としております。

（２）は、表題には変更がございません。冒頭、「父母・保護者には」となっていた部分を第六期長期計画・調整計画に合わせて「保護者には」として「父母・」を取りました。読みますと、「保護者には子育てについての第一義的責任があるとともに、行政には保護者が子育てを適切に行える環境整備を行う責務があります。市は、教育・保育・子育て支援施設、地域団体、NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進めます」としました。

（３）は、表題を「子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援するまちの実現」と、「地域社会全体で」という言葉を入れております。文章は、前半のところで「次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域全体社会全体で共有し、実践していくことが必要です」と、下線部分を加えております。後半については第五次子どもプラン武蔵野から変更はありません。

(4)「子どもの『生きる力』を育む」については、表題、文面ともにほぼ第五次子どもプランを踏襲しておりますが、下線の部分で「新しい時代に必要となる資質・能力を育み」を「これからの時代に必要となる資質・能力を育み」と修正しております。

資料3の説明は以上ですが、この基本理念の案についてご意見などありましたら伺いたいと思っております。

【会長】

早速ですが、今の基本理念、基本的な考え方につきまして、ご意見、ご質問等いただきましたらと思います。

【委員】

昨日、この資料を見ていて、前文の2つ目、「武蔵野市は、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提に」という表現がわかりづらかったのですが、皆さん、これはスッと入ってくるものなのか。この文章を誰が読むかということも考える必要があると思っております。ここが非常にわかりづらい気がしましたが、この辺はこういうものなのでしょうか。確認させていただきたいです。

【会長】

同じところで、委員の皆様から何かご意見、ご質問ございますか。――では、市のほうからお答えいただいてもよろしいですか。

【子ども子育て支援課長】

違和感があるところがあれば、ぜひ皆様からご意見をいただきたいところです。第六期長期計画・調整計画の計画案がこのほど取りまとまりますが、その35ページの、先ほど説明しました施策の大綱の下のところにリード文があります。ここも第五次子どもプラン武蔵野からあまり変わっていないところですが、「この分野の施策は、子どもが基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで」という文章と整合をとろうと思ひ、このような文章になっております。

全く一緒にする必要はないと思っております。「最善の利益」という言葉は入れたいなと思っておりましたが、違和感があるのであればご意見を伺えればと思います。

【委員】

先ほどの委員のお話を伺って、確かにと私も同じように思いました。「第一に考えることを前提に」というよりも、「第一に考え」でも、ニュアンスは変わらないのではないかと思います。難しく聞こえることは難しく聞こえるのではないかと。もうちょっとシンプル

に表現してもいいのかなと思いました。

【委員】

今、お話を伺い、(1)「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」が「子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり」に変更されたのはなぜなのかなと思いました。今の話を伺うと、(1)を前文に持ってくる中で、より子どもの最善の利益を尊重する社会を実現するという前提をしながらこれを進めていくということで、「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」を前文の基本理念にしながら施策をしていこうという武蔵野市の意味、そういう意味なのかなと感じ取ったわけです。そういう理解でよろしいでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

まさしくそのとおりです。実は前回の第六期長期計画には子どもの権利条例が入っておらず、最善の利益というところだけが入っていました。今の第六次子どもプランでは権利条例ができたこともありますので、前面に持ってきていたいと思いました。

また、第六期長期計画・調整計画の議論の中で、(1)と(2)の見分けというか、カテゴリー分けがちょっとわかりにくいところがありました。この権利条例ができたというところもあって、子ども施策としては、(1)で子どもの視点をより多く入れて、(2)で子どもの家庭という視点を入れていきたい。全体的に権利条例とか子どもの権利は前文に入れることによって重なってくるのですが、そういう視点を強く出していきたいと思ってそのようにしております。

【会長】

今のところでほかに何かございませんでしょうか。

【委員】

子どもの最善の利益を第一に考えるというところが(1)から前文に上げられたというのは、そのことを全体の位置づけとして高めていくということでは非常にいいのではないかと。こども基本法や子どもの権利条例の内容を反映して、基本的人権を持つ権利の主体として認められるという部分もしっかり入れてあるので、その点も市の姿勢がしっかり活かされたものとして非常にいいのではないかと思います。

ただ、その前提にという部分に関しては、そのことを強調したいという思いもかなり込められていると思いますが、広く市民が受けとめるときに違和感を持つようであれば、わかりやすく修正することは必要なのかなと思います。

【会長】

「前提に」、それを受けて最後は「育みます」につながるのだと思いますが、姿勢として権利条例等でこの部分が市として大事にされたいものを表現したい。委員の皆様もそこに関してはご意見がないように伺いました。

ただ、表現の問題だと思います。「前提に（中略）育みます」という言葉がいかにも、もう少し普通にしゃべれないかなみたいな、そんな感じだと思います。強調したいということがあから何がしかの表現が必要だということです。

このあたりは、この協議会ではこういう意見が出て、そういうご趣旨が提案され意見表明されていますので、市のほうでももうちょっとご検討いただくということで、お願いしてよろしいですか。——ありがとうございます。

【委員】

私は、第六次の（４）「子どもの『生きる力』を育む」のところですか。下から３行目の「自ら課題に気づき」の後、「他者と協働しながら」の間に、「多様な他者と協働しながら」ということかなと理解しています。下の「多様な施策」はそれとは意味が違います。「多様な他者」というのは、子どもの関係においては、いろいろな障害や違いを認め合うことが大事なことで、それは地域ということでは共生社会の実現につながってくるかと思えます。教育という意味ではインクルーシブ教育システムというキーワードも必要かと思えますので、意見として述べさせていただきます。

【委員】

同じ部分で、単純な質問で申しわけありませんが、「新しい時代」を「これからの時代」に置きかえた理由のご説明がなかったと思うので、説明していただけたらと思います。

【会長】

２点合わせて市のほうからコメントをいただいてもよろしいですか。

【子ども子育て支援課長】

「多様な」というところ、ご意見ありがとうございます。持ち帰って検討したいと思います。貴重なご意見として承ります。

「新しい時代」を「これからの時代」に変えたということは、記載のとおり第五次子どもプランも「新しい時代に必要となる」と書いてあって、第六次もまた次の時代になると思いますが、そこでもまた「新しい」という同じことになるので、これは「これからの時代」としたほうがよいのではないかという意見が内部から出て、変えたところです。

【会長】

こういう理念の表現は、一言一句思いを込めたり、あるいは施策の関係性の中で本当に練られた言葉を積み上げていくのだと思います。そういう意味で、少し気になることがありましたら、ご意見いただけたらと思います。

【副会長】

整理していただいてありがとうございます。(4)「子どもの『生きる力』を育む」のキーワードのところですが、そこに、もし可能であれば、先ほど加藤委員がおっしゃってくださったインクルーシブ教育システムであったり、ほかにも不登校対策や教育環境の充実といったキーワードも入れていただけたらと思っています。

今のキーワードを全体的に見ると、どちらかというところと乳幼児や保護者支援の感じが多いかなと思いますが、調整計画を作成するとき、特に中高生であったり学習環境のこともかなり話し合われていたので、その点についても視点として入れていただけたらと思います。

【子ども子育て支援課長】

承りました。

【委員】

ちょっと日本語に自信がないのですが、前文の3行目、「各人の個性を尊重された成長・発達が保障されなければなりません」ですが、これは「個性を尊重された」という書き方でよろしいですか。「個性が尊重された」のほうが自然な気がしたのですが。

【会長】

これは表現なので、見ていただいて。多分、「個性が尊重された」という意味では「が」のほうがいいですが、その後の「成長・発達が」で「が」が続いてしまうので、そのあたりも考えて練ってくださっているのだと思います。今のようなご意見を受けて、もう一度だけ見ていただくということでもよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

そうしたら、内容的にはインクルーシブという部分と、その多様性は、それをカバーするという意味合いだけでなく、多様性が新しいものをつくり出していく、そういう面のニュアンスも大事にしてはどうかというご意見だったかなと伺っておりました。そのあたりは協議会から意見が出たということで、市のほうで再度見ていただければと思います。

では、この件についてはよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

(3) 第六次子どもプラン武蔵野の策定に係るアンケート調査の実施について

【会長】

続きまして、(3)「第六次子どもプラン武蔵野の策定に係るアンケート調査の実施について」、事務局からお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

これは進捗状況の報告になります。資料4「第六次子どもプラン武蔵野の策定に係るアンケート調査の実施について」をご説明いたします。

第1回推進地域協議会でご説明した内容と重複もいたしますが、第六次子どもプラン武蔵野は、中段に四角で囲われた6つの計画を包含した計画となります。これらに適切で効果的な施策を検討するため、下段の2「第六次子どもプラン武蔵野策定に伴う実施アンケート一覧」に記載された4つのアンケートを実施するというものです。

アンケートの結果については、市民ニーズの把握を行うとともに、新たな事業を検討するための基礎資料といたします。また、第五次子どもプラン武蔵野策定時に実施したアンケート結果と比較することで、子ども施策の評価を行うための参考資料としてまいります。

実施時期などは下段の表の一番右側に記載のとおりとなります。

なお、アンケート等を実施した結果については、また来年度になるかもしれませんが、適時、推進地域協議会にご報告してまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

【会長】

アンケートの実施についてということです。何かお気づきの点、あるいはご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

教えていただきたいのですが、アンケートには郵送の無作為抽出が幾つかあると思います。例えば NO. 2の「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の場合、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者、中学生生徒の保護者とあります。これは各保護者に対して無作為抽出をするという形でもよろしいでしょうか。全体でという話ではなく、ちゃんと保護者ごとに対して無作為抽出を行うということでもよろしいですか。

あと1点、どれくらいのサンプル数なのか教えていただけるとありがたいです。

【子ども子育て支援課長】

おっしゃるとおり、NO. 1にしても、児童・生徒のものと、保護者のものと、教職員のもの、NO. 2についても、各黒ポチのところでやっております。ナンバー3についても、中高生世代の生徒と、18歳以上、今回は子ども・若者計画も新たに包含しますので、そこについても無作為抽出をかけるという形になっております。

【事務局】

事務局から補足させていただきます。各調査のサンプル数は、未就学の保護者、小学生世代の保護者、それぞれ1,400名、1,200名程度を対象としております。また、中学生世代の保護者については600名程度を予定しております。

【委員】

それで十分です。

【会長】

こういう調査がエビデンスと呼ばれるような施策のベースとして使われることも多うございますので、もし何かこれまでアンケートを受けられた側として、こんなことがあったらよかったとか、気づかれたことも合わせて言っていただけるといいのかなと思います。

【委員】

アンケートの回答方法について教えていただきたいと思います。

現在、私はPTAに所属していますが、PTAでは紙の運用をやめて、Googleフォームとかデジタル化に移行していて、回答率も高まってきているという実感があります。その回答方法についてご教示いただければと思いました。

【子ども子育て支援課長】

各所で説明が不足しておりまして大変申しわけございません。各自に郵送でお送りするのですが、回答は郵送でもフォームを読み取ってウェブでもできる、両方できるようにしたいと思っております。サンプル数など、結果のパーセンテージなども、またご報告したいと思っております。

【委員】

アンケートの具体的な内容は開示されているのでしょうか、非開示でしょうか。

また、アンケートの実施に際して項目のつくり方や導き方によって、かなり結果も左右されるかと推測されます。例えば国のアンケートでさえ、ある一定の方向に持っていくような設問が出ていたりもします。そのあたり、武蔵野市としてどのようにお考えか教えてください。

【子ども子育て支援課長】

実はこの後、報告のところでも少し出てきますが、アンケート調査一覧の No. 1 の調査については教育委員会で実施し、6月から7月に終了しています。次のところで、結果として、どんな質問をして、どんな回答があったか、一部抜粋しながらご案内いたします。

No. 2 からについても、結果が出たときには、どんな設問をしてというのはお伝えしようと思っております。基本的に、こども基本法や国から示される施策の大綱などに基づいてニーズ調査をするという法の規定により実施するもの、市で第五次子どもプラン時と比較のため実施するものと、これから子どもの権利を推進していくということで何をするか、各所管が検討しているところです。

開示か非開示かという点、またこの場でご報告していきたいと思っております。皆様に事前に内容をお見せできずに申しわけないのですが、こども大綱が出てくるのが遅いということで、アンケートがちょっと後ろ倒しになってきているところもありまして、我々も1月から急いで実施しようと思っております。

【委員】

今、示していただいたのは量的調査がメインになってくると思いますが、量的調査だけではなかなか聞くことができない子ども、例えば障害のあるお子さんとか不登校のお子さん、海外にルーツのあるお子さんにも調査をしている自治体、例えば川崎市とか豊島区のようなところもあります。こうしたことに関して今から検討するのはとても難しいかなと思っておりますが、これまでのことであつたり、これからそういうなかなか声の届かないお子さんの声をどんなふうに聞いていけばいいのか、お考えがありましたら教えていただければと思います。

【子ども子育て支援課長】

NO. 1 が、市立学校では学習用タブレットを貸与しているのですが、学校を通じて実施するところを郵送かつ無作為抽出の手法に変えております。それは、市立の学校などに限らず対象者を広くするという点と、学校に負担がかからないようにということもあります。子ども施策推進本部会議の子ども教育合同部会でも障害のあるお子さんとかにお手紙が行くこともあると思うので、そこら辺に配慮したほうがいいと障害者福祉課からも意見をいただいておりますので、そこら辺は配慮しながらやっていきたいと思っております。

【委員】

もうスケジュールが決まっているのでなかなか難しいかなと思っておりますが、そうした量的

調査だけではない、声を拾って施策に反映していくような意識を明確にしつつ、これからどんな方法があるか、ご検討いただければと思います。

【子ども子育て支援課長】

量的なものを含めてアンケートをやりますが、子ども関係の団体とか、お子さんとか、ヒアリングとかも、子どもの権利条例ができたことに伴って子どもの声をより聞いていくための計画を立てていきたいと思っております。そのようなところも考えながらご報告していきたいと思っております。

【子ども家庭部長】

補足させていただきます。前回の子どもプランをつくったときも、量的調査のときは実施しなかったのですが、計画の中間報告とか、一定程度の具体的な施策が出た報告書というか中間のまとめの段階では、先ほど言った地域の子育て支援団体の皆様とかを集めて個別にヒアリングを行ったこともあります。

先ほど申し上げた、例えば不登校の方とか、チャレンジルームとかクレスコーレとかへ行っている方もいます。実は今、保健センターの改築に当たっては、そういう声も個別に聞いています。子どもプランのほうも、一定程度形になって、子どもの声が聞ける段階で、さまざまな対象者についても個別に声を聞ける機会をぜひつくっていききたいと思っております。

【会長】

そのほか、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ただいま委員の皆様方から出た意見も含めて、このアンケートをぜひ実りのある形でおまとめいただければありがたいなと思われました。

それでは、議事を進めてまいりたいと思っております。

3 報告事項

- (1) 子どもの権利に関する周知啓発について
- (2) 子どもの権利の市の取り組み状況について
- (3) 第1回子どもの権利部会について

【会長】

次は「報告事項」です。3件予定されておりますが、全てご報告いただいた上でご質問等をいただければと思いますので、事務局からお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、(1)「子どもの権利に関する周知啓発について」、報告資料1についてご説明いたします。

これまでもご説明のとおり、令和5年4月に武蔵野市子どもの権利条例が施行されました。また、条例では市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、11月20日を武蔵野市子どもの権利の日と規定しております。

1「周知啓発物の作成」ですが、お手元にも配布している(1)「リーフレット」は、かんたん版とくわしい版を作成いたしました。

また、(2)「動画」については、今回はリーフレットの対象年齢よりも少し小さいお子様にも、目や耳で子どもの権利条例や子どもの権利について関心を持ってもらうためのものとなっております。時間の関係もありまして、音を消して動画を流しながら説明を進めさせていただきたいと思っております。

(動画放映)

(3)「マスコットキャラクター」は、もう少し小さい子どもたちでも子どもの権利条例を知るきっかけになるよう、3つのキャラクターから選んでもらったり、名前を募集したりしております。

また、裏面に参りまして、2「周知啓発イベントの実施」、(1)「市庁舎ロビー・図書館展示」です。教育委員や教育委員会にもご協力をいただきまして、市内の3図書館でも権利に関する図書などを展示いたしました。

(2)「子ども・子育て講演会」は毎年行っているものです。昨年はコロナ禍もありまして、完全にオンラインで実施いたしましたが、今年は現地とオンラインを併用して実施いたしました。講師に汐見稔幸先生をお招きして、題名は書いてありませんが、「わがままと主体的のちがいは？ ～子どもの自主性の伸ばし方～」というご講演をいただきました。ここでご講演の内容や私の感想を述べる時間はありませんが、保護者や教育関係者の方々180名以上の方に申し込みをいただき、事前の質問などもたくさんいただいて、関心の高さが垣間見られました。

(3)「子どもの権利の日イベント」としては、「ミュージカル 3びきのこぶた」を武蔵野公会堂ホールで実施いたしました。

続きまして、報告資料2についてご説明いたします。

こちらは、各課で子どもの権利に関する取り組みを行っていることを報告しているものです。1ページの人権啓発カードの配布や、憲法や平和の日のイベント、子どもの権利条

例制定前から実施している事業もありますが、これまで行われていた事業についてももちろん子どもの権利の視点をいま一度考えていただきながら実施していただきたいというところで、一緒にリーフレットを配布していただいたりしております。

2ページ、3ページを見ていただくと、子どもにかかわる方々、子ども・コミュニティ食堂などのスタッフや、保育士、学校の教職員など、ナンバー21では教育相談員やスクールソーシャルワーカーの方々などへも子どもの権利などの説明をして、機会を捉えて積極的に実施して、そういう説明会や研修会などをしていただいているところです。

4ページ、5ページは青少年向けの取り組みについても記載しております。こちらは今後も追記や修正などをしながら、令和5年度の子どもプランの実施状況報告書にも添付してまいりたいと考えております。

参考資料2の説明は以上です。

駆け足になりますが、続きまして、前回、8月の子どもプラン推進地域協議会で子どもの権利部会を設置することとなり、子どもプラン推進地域協議会終了後、子どもの権利部会が開催されましたので、ご報告いたします。

子どもの権利部会では、最初に正副部会長の互選が行われ、現在、小金井市や名古屋市、豊島区、世田谷区などで子どもオンブズパーソンや子どもに優しいまちづくりにかかわっており、本市でも子どもの権利擁護委員設置に関してのアドバイザーを務めていただいている半田勝久先生が部会長に、西久保保育園園長の西巻民一委員が副部会長に選出されております。

その後、半田部会長から、子どもの権利条例を踏まえた子ども施策の総合的推進、子どもの権利が尊重されるまちづくりと題して、子どもプラン推進地域協議会子どもの権利部会の部会員と共有しておきたいことについてのお話をいただいております。

1989年11月20日に満場一致で採択され、それからおよそ5年後に日本が条約を批准した子どもの権利条約を絵に描いたもちにせず、地域の実情に応じて子どもの生活圏レベルで子どもの権利の定着を図る試みとして、子どもの権利条例が制定されてきていること、また、武蔵野市子どもの権利条例と同じ令和5年4月に施行された子ども基本法の国の位置づけや、その基本理念についてのお話をいただいております。

もう一点、これは我々というか私自身があまり意識が及んでいなかったところですが、令和4年12月の生徒指導提要の改訂において、児童の権利に関する条約の理解が掲げられたことについてのご説明がありました。子どもの権利条約の4つの原則、すなわち「第

一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること」、これを理解しておくことが生徒指導を実践する上で不可欠と改訂指導提要に記載されているということでした。

これらのことを子どもの権利部会の部会員が共有した上で、権利部会の検討事項を協議していくことを確認いたしました。

細かい内容の説明はできておりませんが、第1回子どもの権利部会についてのご報告は以上です。

駆け足になりましたが、報告事項（1）から（3）の説明は以上になります。

【会長】

〇〇要領とか□□要綱とか、いろいろなものがありまして、今の子どもの問題は生徒指導提要で、みんなでそれをしっかりと大事にしようということが改めて言われているところで、皆さんと共有できたらと思います。

そのほか、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

1点、周知活動についての状況の確認ができればなと思っています。今、PTAのほうで生涯学習スポーツ課の方と連携をとりながら、年4回ぐらい会長会等をやらせていただいています。

その会長会の中では、例えば前回だと、保護者の方に里親に関する周知をしてくださいみたいな案内があったかなと思っています。実際、子どもの権利に関しても、同じように連携いただいて、PTAのほうに連携いただければ、保護者にも周知できるかなと思いました。そのような形で、このような動画とかを広げていけるといいのではないかと思ったので、一旦コメントをさせていただきました。

【子ども子育て支援課長】

周知の状況については、今、子どもの権利条例リーフレットのかんたん版とくわしい版を、市内の市立、私立、都立の小学校、中学校、高等学校の方、全てに行き届くようにお送りしております。また、市内に在住で市外の学校などに通っている方々にも個別に郵送している状況です。PTAにご連絡などしておりませんでしたので、また何かできるか検討したいと思います。

【委員】

周知活動についてです。子ども向けの、どういったことが大切かという内容は詳しく周知されていると思いますが、大人というか、保護者とか、子どもの権利を知って、それを子どものために守るべき大人に対しての周知活動はどういう形でされているか、伺えればと思いました。

【子ども子育て支援課長】

まず、学校については、お子様とともに保護者の方にもお伝えいただきたいということはお伝えしているところです。あと、いろいろな段階でどんなことをやっていくか。武蔵野市子どもの権利条例が施行されてから初めての11月20日、子どもの権利の日があつて、何をするかを考えた際、大人に向けて先生にご講演をいただくのか。そういうところをやっているところも多いのですが、まず子どもに権利に親しんでもらうということで、今、報告資料1の2の(3)に出ていますが、ミュージカルをやるということに決定しました。

ただミュージカルをやって終わるのではなくて、ミュージカル終了後に、市の広報として「今、子どもの権利の日をやっているんだよ。キャラクターに名前をつけてみようよ」と周知したところ、本当にたくさん子どもたちがミュージカルが終わった後に残ってくれて、それを親御さんたちもじっと待っていました。アンケートもとっていますが、そこで権利を初めて知ったというお子さんもいらっしゃいます。

いろいろなフェーズで、どこかで講演会をやったり、いろいろなところで何かをやっていくというところがあると思いますが、今、武蔵野市がまず最初の子どもの権利の日でやったのは、こういうイベントでした。

また、武蔵野市では、本年度より「どこでもミーティング」というものも実施しております。武蔵野市の子どもの権利条例について知りたい人を集めていただき、我々が出向いて行って、こんなふうに条例をつくりましたと説明するという取り組みです。10月、11月、12月と申込みを受け付けました。今年度は、1回実施したところです。

【委員】

今の「3びきのこぶた」は、子どもたちも保護者も、これをきっかけに子どもの権利条例について知っていただくにはすごくいい機会だったと思います。来年はもうちょっと上の中高生とか、そういう方たちに向けての何かイベントを幾つかほかにもやって、もちろん考えてくださると思いますが、幅広い世代の人も対象にこの日をやっていただければなと思います。

【会長】

大変重要なお意見だったと思いますので、また市役所のほうで検討してもらえればと思います。

【委員】

わかりやすいリーフレットが早速でき上がって、動画も作成されて、普及されている。これから周知の取り組みがより広がっていくことに期待を持っています。

また、今ご説明の中にあつたように、出張や出前講座的な、プッシュ型だったりアウトリーチ型の取り組みを育ち学ぶ施設や大人向けに広げていくことは、この取り組みを受け身ではなく推進していく意味で、すごく重要な意味を持っていると思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、市にお願いするばかりではなく、僕らも育ち学ぶ施設の一員であるので、子どもの権利保障や権利の主体としての子どもの目線から見てどうなのかという視点で、自分たちの実践を見直すことが非常に大事になるのではないかと考えています。

それは自分たちの施設内にとどまらないで、例えば保育施設でいえば、武蔵野市には保育のガイドラインがあつて、それに基づく実践交流の場もあります。そこで子どもの権利の視点を正面に据えて実践を見直してみる。そうすると、乳幼児は特に専門性が必要だと思いますが、言葉ではなくても、表情やしぐさ、声のトーンや行動で、ゼロ歳であっても子どもたち一人一人が多様な意見を表明しているし、夢中になって遊び込むことで周りの世界に働きかけて、友達や大人とかかわり、身近な社会に参加している。

子どもの意見を表明する権利や参加する権利を保障する保育実践に自分たちの実践が十分になっているのだろうかという切り口で、これまでの子ども会や実践を見直して、実践で学んだことをそれぞれで交流していく。そこに、各施設の特色や独自の工夫が加わると、これまで以上に豊かな実践の学び合いができるし、子どもの権利保障の視点を深められるのではないかと考えています。

そして、そうした取り組みを通じて保護者や市民に周知していくときに、そうした実践の見直しがより深いものに、実感を伴う、説得力を持った周知内容にしていく力を持っていくのではないかと考えています。

そういう意味では、周知と実践は相互に影響し合うものだし、権利条例が市民の中に浸透していく上で、育ち学ぶ施設の実践の見直しは本当に不可欠なものだと感じております。

【会長】

予定していた時間がそろそろですが、そのほか、よろしいでしょうか。——ありがとうございます

ございます。

4 その他

【会長】

では、次回の日程等々のことがございますので、「その他」ということで、事務局にお渡ししたいと思います。

【子ども子育て支援課長】

事務局より、「その他」として、2点、ご連絡いたします。

1点目は、本日の会議の議事録についてです。議事要録の案ができ次第、皆様にEメール等でお送りしますので、内容をご確認いただきたいと思います。ご自身の発言のところなど、修正すべきところがあれば事務局まで返信していただき、修正確認後に市のホームページで公表いたします。

2点目です。次回の日程は令和6年1月30日、本日と同じ午後6時から、こちらの会場で開催させていただきます。開催通知、配布資料については、今回と同様、1週間程度前に皆様に送付させていただきます。

「その他」の説明は以上になります。

【会長】

それでは、以上をもちまして、令和5年第2回子どもプラン推進地域協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以上